政令第三百二十六号

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成三十一年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「令和五年十一月三十日」を「令和六年十一月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
外務大臣　上川　陽子

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十七号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行令

内閣は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第十五条第一項、第二十条、第二十五条、第二十七条第二項、第六十条及び附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（以下「法」という。）第十五条第一項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

（登録日本語教員に係る登録等の手数料）

第二条　法第二十条の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　法第十七条第一項の登録を受けようとする者　四千四百円

二　登録証の再交付又は訂正を受けようとする者　二千五百円

（日本語教員試験の手数料）

第三条　法第二十五条の政令で定める手数料の額は、一万八千九百円（法第二十三条の規定により、基礎試験及び応用試験が免除される場合にあっては五千九百円、これらのうちいずれかの試験が免除される場合にあっては一万七千三百円）とする。

（文部科学大臣が行う実践研修の手数料）

第四条　法第二十七条第二項の政令で定める手数料の額は、五万九百円とする。

（登録実践研修機関が行う実践研修に係る手数料の額の認可）

第五条　法第六十条の認可（以下この条において「認可」という。）を受けようとする登録実践研修機関は、認可を受けようとする手数料の額（認可を受けた手数料の額を変更しようとする場合にあっては、当該変更しようとする手数料の額）並びに研修事務の実施に要する費用の額及びその内訳その他の当該手数料の額を算定するために必要な事項として文部科学省令で定めるものを記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2　文部科学大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、認可をしてはならない。

一　手数料の額が当該研修事務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。

二　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　文部科学大臣は、法第二条第三項第二号の文部科学省令を制定するために、法の施行の日前においても、法第十五条第一項の規定の例により、法務大臣に協議し、及び中央教育審議会の意見を聴くことができる。

（文部科学省組織令及び中央教育審議会令の一部改正）

3　次に掲げる政令の規定中「及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）」を「、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第十五条」に改める。

一　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第七十六条第一項第五号

二　中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）第五条第一項の表生涯学習分科会の項第五号

文部科学大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

漁港水面施設運営権登録令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十八号

漁港水面施設運営権登録令

内閣は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第五十八条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　漁港水面施設運営権登録簿等（第六条―第十一条）
第三章　登録手続
第一節　通則（第十二条―第三十五条）
第二節　漁港水面施設運営権に関する登録（第三十六条―第三十九条）
第三節　抵当権等に関する登録（第四十条―第四十八条）
第四節　信託に関する登録（第四十九条―第五十七条）
第五節　仮登録（第五十八条―第六十三条）
第六節　仮処分に関する登録（第六十四条―第六十六条）
第四章　登録事項の証明等（第六十七条・第六十八条）
第五章　雑則（第六十九条・第七十条）
附則